

<p>疾病に関する 応急治療・ 救援費用 担保特約に 係る 治療・救援 費用保険金 (保険期間31 日以内の場合 のみ)</p>	<p>●治療費用部分 海外旅行開始前に発病し医師の治療を受けたことがある病気(妊娠、出産、早産または流産に起因する病気および歯科疾病は含みません。)が原因で、海外旅行中にその症状の急激な悪化*1により医師の治療を受けられた場合</p> <p>●救援費用部分 海外旅行開始前に発病し医師の治療を受けたことがある病気(妊娠、出産、早産または流産に起因する病気および歯科疾病は含みません。)が原因で、海外旅行中にその症状の急激な悪化*1により3日以上*2続けて入院された場合</p> <p>*2 午前0時をまたぐ場合は、2日と数えます。</p>	<p>●治療費用部分 実際に支出した治療費等のうち社会通念上妥当と認められ、かつ、同等の病気の発病に対して通常負担する費用に相当する金額</p> <p>●救援費用部分 ご契約者、保険の対象となる方、または保険の対象となる方の親族*3の方が実際に支出した下記の費用で社会通念上妥当と認められ、かつ、同等の病気の発病に伴い通常負担する費用に相当する金額</p> <p>たとえば 救援者の現地までの往復航空運賃等の交通費(救援者3名分まで) 救援者の宿泊施設の客室料(救援者3名分かつ救援者1名につき14日分まで)</p>	<p>たとえば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旅行終了後に治療を開始した場合 ・治療または症状の緩和を目的とする旅行中の場合 ・海外旅行開始前において、渡航先の病院または診療所で医師の治療を受けることが決定していた場合(診察の予約または入院の手配等が行われていた場合を含みます。) ・旅行中も支出することが予定されていた次の費用。 <p>たとえば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・透析、義手義足、人工心臓弁、ペースメーカー、人工肛門、車椅子その他器具の継続使用に関わる費用 ・インスリン注射その他薬剤の継続使用に関わる費用 ・温泉療法、熱気浴等の理学的療法の費用 ・あん摩、マッサージ、指圧、鍼(はり)、灸(きゅう)、柔道整復、カイロプラクティックまたは整体の費用 ・運動療法、リハビリテーション、その他これらに類する理学的療法の費用 ・臓器移植等およびそれと同様の手術等に関わる費用 ・眼鏡、コンタクトレンズもしくは補聴器の装着および調整に関わる費用または近視矯正手術その他の視力回復を目的とする処置に関わる費用 ・毛髪移植、美容上の形成手術等に関わる費用 ・不妊治療その他妊娠促進管理に関わる費用
<p>疾病死亡 保険金</p>	<p>①海外旅行中に病気で死亡された場合 ②海外旅行開始後に発病した病気*3により、旅行終了後72時間を経過するまでに医師の治療を受け、旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合 ③海外旅行中に感染した特定の感染症*4*10により、旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合</p>	<p>疾病死亡保険金額の全額を保険の対象となる方の法定相続人に支払います。死亡保険金受取人を指定された場合には指定された方に支払います。</p>	<p>上記①～④、⑥に加え、たとえば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊娠、出産、早産、流産、これらが原因の病気 ・歯科疾病 ・ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山を行っている間に発病した高山病による死亡(特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただいた場合は、お支払いの対象となります。)
<p>留学生 賠償責任危険</p>	<p>海外旅行中に日常生活に起因する事故、または住宅(*4)の所有、使用または管理に起因する事故で他人にケガをさせたり、他人の者(*5)に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合。(*4)住宅とは? 被保険者(保険の対象となる方)の留学または旅行のための宿泊施設もしくは居住施設をいいます。 (*5)レンタル会社よりご契約者または被保険者が直接借用した旅行用品・生活用品、宿泊施設の客室、宿泊施設の客室内の動産(セイフティボックスおよび客室のキーを含みます。)、居住施設(部屋内の動産を含みます。)(*6)を含みます。 (*6)居住施設の損害のうち、次の損害については、火災、爆発、破裂および漏水、放水またはあふれ水による水濡れにより与えた損害のみお支払の対象となります。 ・建物またはマンションの戸室全体を貸借している場合の部屋(部屋内の動産を含みます。))の損害 ・部屋以外の損害</p>	<p>損害賠償金の額。 ※1回の事故について、留学生賠償責任保険金額が限度となります。 (注1)損害賠償責任の全部または一部を承認する場合は、あらかじめ弊社にご相談ください。 (注2)損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用、弊社の同意を得て支出した訴訟費用・弁護士報酬等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。 (注3)被保険者が責任無能力者の場合で、その責任無能力者の行為により親権者等が法律上の損害賠償責任を負った場合もお支払の対象となります。 【ご注意】保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払いします。ご契約者を通じて、日本にて保険金請求の手続きをお願いします。</p>	<p>上記③、④に加え、たとえば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ご契約者または被保険者(保険の対象となる方)の故意 ・職務遂行またはアルバイト業務に関する賠償責任(仕事上の賠償責任) ・航空機、船舶(*7)、車両(*8)、銃器の所有・使用・管理に起因する賠償責任 ・受託品に関する賠償責任((*)5)で含める物はお支払いの対象になります。) ・親族に対する賠償責任 <p>(*)7)ヨット・水上オートバイは保険金お支払いの対象となります。 (*)8)レンタカーを含みます。なお、自転車、ゴルフ場の乗用カート、レジャー目的で使用中的のスノーモービル等は保険金お支払いの対象となります。</p>

<p>留学生生活用財産損害</p>	<p>海外旅行中に生活用財産(※9)が盗難・破損・火災などの偶然な事故にあって損害を受けた場合。</p> <p>(※9)生活用財産とは？ 被保険者(保険の対象となる方)が所有または旅行開始前にその旅行のために他人から無償で借りた携行品(カメラ、カバン、衣類等)または被保険者の宿泊・居住施設に保管中の物をいいます。ただし、現金、小切手、クレジットカード、定期券、義歯、コンタクトレンズ、各種書類、データ、ソフトウェア等の無体物、サーフィン等の運動を行うための用具等および別送品の損害は含みません。</p>	<p>携行品または宿泊・居住施設保管中の物1個、1組または1対あたり10万円を限度とした損害額。(※10) ※乗車船券、航空券などについては合計5万円を限度とします。 ※同一保険年度内の事故に対して、留学生生活用財産損害保険金額を限度とします。</p> <p>(※10)損害額とは？ 修理費または購入費から減価償却した時価額のいずれか低い方をいい、運転免許証については再発給手数料、旅券については5万円を限度に再取得費用(現地にて負担した場合に限り。交通費、宿泊費を含みます。)をいいます。 (注1)損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。 (注2)スーツケース修理サービスをご利用いただくことで保険金のお支払いにかえることができます。サービスの詳細内容については「海外旅行保険ハンドブック その1『基本編』」をご確認ください。 【ご注意】保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払いします。ご契約者を通じて、日本にて保険金請求の手続きをお願いします。</p>	<p>上記①～⑤に加え、たとえば、 ・置き忘れまたは紛失 ・保険の対象となる物が通常有する性質や性能の欠如または自然の消耗、さび、変色、虫食い ・単なる外観の損傷で機能に支障をきたさない損害 ・差し押さえ、破壊等の公権力の行使(火災消防・避難処置、空港等の安全確認検査での錠の破壊はお支払いの対象となります。) ・ガラス器具、陶磁器、美術、骨董品の損壊(※11) ・温度変化・湿度変化によって生じた損害、管球類に生じた損害、液体の流出(※11)</p> <p>(※11)火災、落雷、爆発や台風、豪雨等の風水災または盗難等による損害はお支払いの対象となります。</p>
<p>航空機寄託手荷物保険金(※12)</p>	<p>航空機への搭乗時に保険の対象となる方が航空会社に運搬を委託した手荷物が、その航空機が目的地に到着後6時間以内に運搬されなかったために、航空機が目的地に到着してから96時間以内に衣類、生活必需品、その他やむを得ず必要となった身の回り品の購入費の負担を余儀なくされた場合</p>	<p>実際に支出した費用(負担することを予定していた金額等を除きます。) ※1回の事故につき10万円が限度となります。ただし、お支払いできるのは目的地に到着後、96時間以内に目的地において負担した費用に限り。手荷物の到着以降に支払った費用に対してはお支払いできません。 ご注意 保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払いします。事故および損害額の証明書類を必ずお持ち帰りください。</p>	<p>前記の①～④に加え、たとえば、 ・ご契約者、保険の対象となる方の法令違反 ・保険金受取人の法令違反 ・地震、噴火またはこれらによる津波</p>
<p>航空機遅延保険金(※13)</p>	<p>①出発地から搭乗する予定であった航空機の6時間以上の出発遅延、欠航、運休もしくは搭乗予約受付業務の不備による搭乗不能、または、搭乗した航空機の着陸地変更により、出発予定時刻から6時間以内に代替機を利用できなかった場合 ②搭乗した航空機の遅延等により、乗継地から搭乗する予定であった航空機に搭乗できず、乗継地への到着時刻から6時間以内に代替機を利用できなかった場合</p>	<p>保険の対象となる方が実際に支出した宿泊施設の客室料、食事代、交通費、国際電話料等通信費、渡航先での各種サービス取消料等のうち社会通念上妥当と認められる金額 ※1回の事故について2万円を限度とします。 ※渡航先での各種サービス取消料等を除き、左記①の場合は出発地(着陸地変更の場合はその着陸地)、左記②の場合は乗継地において負担した費用に限り。また、 ご注意 保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払いします。事故および損害額の証明書類を必ずお持ち帰りください。</p>	<p>前記の①、②に加え、たとえば、 ・保険料領収前または海外渡航期間開始前に配偶者※1または2親等以内の親族が入院された場合等、死亡・危篤の原因となる病気が発生していた場合 ・死亡・危篤の原因となるケガもしくは病気または航空機・船舶の遭難・行方不明が発生した時以前に購入または予約がなされた航空券等を利用して一時帰国された場合</p>
<p>緊急一時帰国費用(保険期間3ヶ月超の場合のみ)</p>	<p>保険の対象となる方が海外渡航期間中(一時帰国している期間を除きます。)、に、保険の対象となる方の配偶者※1もしくは2親等以内の親族の死亡、危篤または搭乗した航空機・船舶の遭難・行方不明により、保険の対象となる方が一時帰国された場合 ※上記の原因が生じた日からその日を含めて10日を経過した日までに一時帰国され、かつ、帰国した日からその日を含めて30日以内に再び海外の滞在地に戻られた場合に限り。同一原因により複数回帰国された場合は、2回目以降の帰国費用はお支払いできません。ただし、同一配偶者※1・同一の2親等以内の親族の危篤により2回以上帰国された場合で、2回目の一時帰国よりその日を含めて30日以内に死亡された場合の2回目の一時帰国については保険金お支払いの対象となります。 ※家族緊急一時帰国費用追加担保特約をセットすることで、帯同する家族の緊急一時帰国も対象とすることができます。</p>	<p>ご契約者または保険の対象となる方が支出した下記の費用のうち社会通念上妥当と認められる金額 ※1回の帰国について緊急一時帰国費用保険金額が限度となります。 ①往復の航空運賃等の交通費 ②一時帰国行程、一時帰国地における宿泊施設の客室料(14日分まで)および諸雑費(国際電話料等通信費、渡航手続費、一時帰国した地における交通費等)。ただし、1回の一時帰国について、合計して20万円を限度とします。 ※ご契約者または保険の対象となる方が勤務先の慶弔規程等により給付を受けられる場合は、その額を差し引いた額になります。</p>	<p>前記の①、②に加え、たとえば、 ・保険料領収前または海外渡航期間開始前に配偶者※1または2親等以内の親族が入院された場合等、死亡・危篤の原因となる病気が発生していた場合 ・死亡・危篤の原因となるケガもしくは病気または航空機・船舶の遭難・行方不明が発生した時以前に購入または予約がなされた航空券等を利用して一時帰国された場合</p>